



福岡医発第1916号(地)

平成28年10月 5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県予防接種センターの指定について

今般、別添のとおり福岡県保健医療介護部より下記医療機関を福岡県予防接種センターとして指定した旨通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、福岡県予防接種センターの追加に伴い改訂された「福岡県予防接種センターでの予防接種について」を別添のとおりお送りいたしますので、併せて貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○医療機関名

福岡歯科大学医科歯科総合病院

○指定年月日

平成28年4月1日

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

28保衛第1953号

平成28年9月1日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

福岡県予防接種センターの指定について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 指定した医療機関
福岡歯科大学医科歯科総合病院
- 2 指定年月日
平成28年4月1日
- 3 参考
予防接種センター指定書(写)

—問合せ先—

福岡県保健医療介護部

保健衛生課 感染症係 林田

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

TEL(092)643-3268

FAX(092)643-3282

Mail: hayashida-h4778@pref.fukuoka.lg.jp

様式 1号

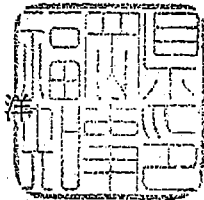


予防接種センター指定書

福岡歯科大学医科歯科総合病院長
池邊 哲郎 様

平成28年4月1日

福岡県知事 小川 洋



下記の医療機関について、予防接種センター機能を有する医療機関に指定する。

記

- 1 医療機関所在地
福岡県福岡市早良区田村二丁目15番1号
- 2 医療機関名称
福岡歯科大学医科歯科総合病院

福岡県予防接種センターでの予防接種について

福岡県保健医療介護部保健衛生課

平成 28 年 10 月

ア 福岡県予防接種センターとは

予防接種要注意者については、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し、注意して接種を実施する必要があります。

このため、小児科診療の専門家が勤務している次の医療機関を予防接種センター機能を有する医療機関として指定することで、接種要注意者であっても安心して予防接種が受けられる体制の整備を行ったものです。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・九州大学病院 | |
| ・地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市立こども病院 | |
| ・産業医科大学病院 | ・福岡歯科大学医科歯科総合病院 |
| ・飯塚病院 | ・久留米大学病院 |

イ 対象となる予防接種は

予防接種センターで行う予防接種は、予防接種法で定められている市町村が行う定期予防接種のうち、高齢者のインフルエンザおよび、高齢者の肺炎球菌を除いた次の予防接種に限られます。

ポリオ、DPT-IPV、DPT、DT、MR、麻しん、風しん、日本脳炎、 BCG、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎

※ 接種対象年齢を過ぎていたり、法で定められていない他の予防接種を行うことはできません。

ウ 福岡県予防接種センターで予防接種を受ける人は

福岡県予防接種センターではどなたでも予防接種を受けられるわけではありません。福岡県内の市町村が実施する予防接種を行う医師から、以下の症状により接種要注意者と判断され、予防接種センターへ紹介された人のみが対象となります。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- ② 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ③ 過去にけいれんの既往がある者
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている者
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

エ 福岡県予防接種センターへの紹介状の記入方法

3枚複写になっている紹介状の太枠内を全て記入。(別紙1～3)

※ 2枚目、3枚目の医師名横に押印。

※ 紹介されるセンターの医師に知らせておく必要のある症状等を特記事項に記入。

注) 平成28年10月より定期の予防接種に追加されたB型肝炎については、当初配布した紹介状に記入欄がありませんが、本年度は新たな様式を作成する予定はございません。
紹介状記載の「予防接種の種類」の上部に「B型肝炎」と記載のうえ、○で囲んで下さいますようお願いいたします。

オ 福岡県予防接種センターにおける事務の流れ

1) 電話予約受付(要注意者に別紙4を配布)

2) 当日窓口受付

① 紹介状(別紙3)の確認。(2回目以降はセンタースタンプでも可)

→ ない場合は接種不可

② 紹介状の受け取り。

③ 予診票の記載。

3) 接種後、母子手帳の記載及びセンタースタンプ押印

4) 福岡県医師会への書類送付

毎月10日までに、前月分の実績報告書兼請求書、予診票を福岡県医師会へ郵送する。

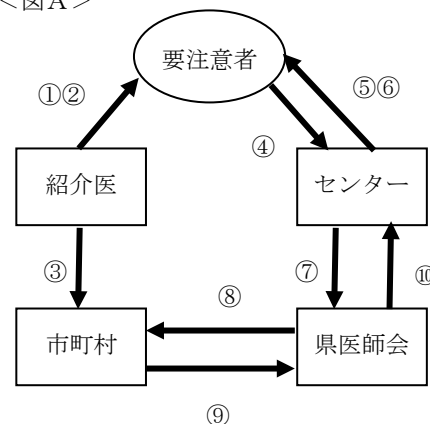
カ 福岡県予防接種センターでの接種までのパターン

1. かかりつけ医での受診でセンターでの接種が必要と判断された場合

1) 住所を有する市町村長と契約関係にある医師からの紹介（図A）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、紹介状（3枚目）を要注意者へ渡す。
- ③ 紹介医は市町村へ連絡票（2枚目）を郵送する。（1枚目は紹介医の控えとし、センターからの問い合わせ等対応できるようにしておく）
- ④ 要注意者はセンターへ予約をし、3枚目を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑤ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑥ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑦ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑧ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑨ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑩ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

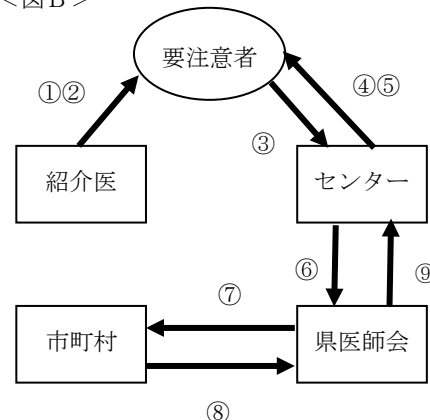
<図A>



2) 住所を有する市町村長と契約関係にない医師からの紹介（図B）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、紹介状（3枚目）と市町村控（2枚目）を要注意者へ渡す。（1枚目は紹介医の控えとし、センターからの問い合わせ等対応できるようにしておく）
- ③ 要注意者はセンターへ予約をし、2、3枚目を持参し、センターへ接種に行く。
- ④ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑤ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑥ センターは予診票、実績報告書兼請求書及び市町村控（2枚目）を県医師会へ郵送する。
- ⑦ 県医師会は予診票、実績報告書兼請求書及び市町村控（2枚目）を市町村へ郵送する。
- ⑧ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑨ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

<図B>



2. 個別接種でセンターでの接種が必要と判断された場合

1) 住所を有する市町村長と契約関係にある医師からの紹介（図A）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、紹介状（3枚目）を要注意者へ渡す。（なお、要注意者から紹介料を徴収しない）
- ③ 紹介医は市町村への請求時に、連絡票（2枚目）も併せて郵送する。（1枚目は紹介医の控えとし、センターからの問い合わせ等対応できるようにしておく）
- ④ 要注意者はセンターへ予約をし、3枚目を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑤ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑥ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑦ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑧ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑨ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑩ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

2) 住所を有する市町村長と契約関係のない医師（依頼書等による接種）からの紹介（図B）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、紹介状（3枚目）と市町村控（2枚目）を要注意者へ渡す。
（なお、要注意者から紹介料を徴収しない。また1枚目は紹介医の控えとし、センターからの問い合わせ等対応できるようにしておく）
- ③ 要注意者はセンターへ予約をし、2、3枚目を持参し、センターへ接種に行く。
- ④ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑤ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑥ センターは予診票、実績報告書兼請求書及び市町村控（2枚目）を県医師会へ郵送する。
- ⑦ 県医師会は予診票、実績報告書兼請求書及び市町村控（2枚目）を市町村へ郵送する。
- ⑧ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑨ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

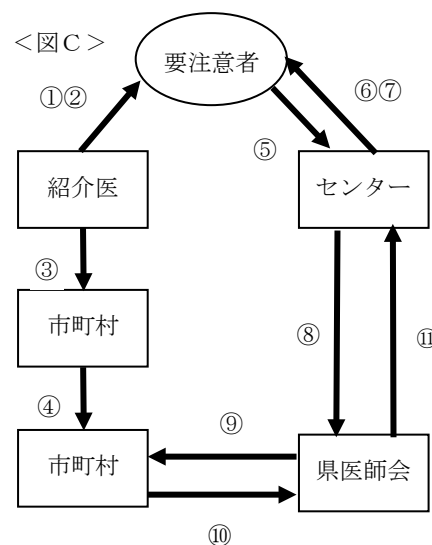
3. 乳幼児への集団接種でセンターでの接種が必要と判断された場合

1) 住所を有する市町村長が実施する会場での医師からの紹介（図A）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、紹介状（3枚目）を要注意者へ渡す。（なお、要注意者から紹介料を徴収しない。）
- ③ 紹介医は市町村へ1枚目、2枚目を渡す。
- ④ 要注意者はセンターへ予約をし、紹介状（3枚目）を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑤ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑥ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑦ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑧ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑨ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑩ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

2) 住所を有さない市町村長が実施する会場での医師からの紹介（図C）

- ① 紹介医は要注意者へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し3枚目を要注意者へ渡す。（なお、要注意者から紹介料を徴収しない。）
- ③ 紹介医は予防接種を実施していた市町村へ1枚目、2枚目を渡す。
- ④ 予防接種を実施していた市町村は、要注意者が住所を有する市町村へ1枚目、2枚目を郵送する。
- ⑤ 要注意者はセンターへ予約をし、紹介状（3枚目）を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑥ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑦ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑧ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑨ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑩ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑪ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

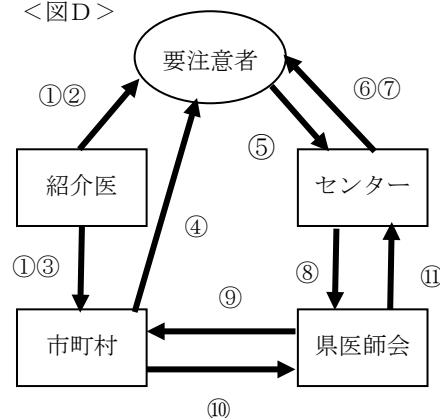


4. 学校での集団接種でセンターでの接種が必要と判断された場合

1) 住所を有する市町村長が実施する会場での医師からの紹介（図D）

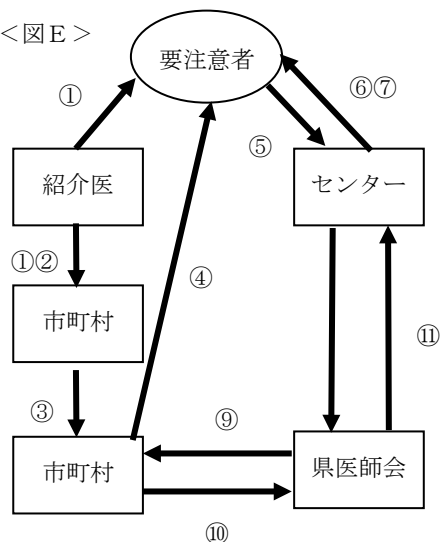
- ① 紹介医は要注意者及び市町村へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し3枚目を要注意者へ渡す。（なお、要注意者から紹介料を徴収しない。）
- ③ 紹介医は市町村へ1枚目、2枚目を渡す。
- ④ 市町村は要注意者の保護者へセンターでの接種の必要性及び接種方法を説明する。
- ⑤ 要注意者はセンターへ予約をし、紹介状（3枚目）を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑥ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑦ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑧ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑨ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑩ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑪ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

<図D>



2) 住所を有さない市町村長が実施する会場での医師からの紹介（図E） <図E>

- ① 紹介医は要注意者及び市町村へセンターでの接種の必要性について説明を行う。
- ② 紹介医はセンターでの接種が必要な理由、症状等を紹介状（3枚複写）に記入し、1枚目、2枚目、3枚目を予防接種を実施していた市町村へ渡す。（なお、要注意者から紹介料を徴収しない。）
- ③ 予防接種を実施していた市町村は、要注意者が住所を有する市町村へ1枚目、2枚目、3枚目を郵送する。
- ④ 要注意者が住所を有する市町村は要注意者の保護者へセンターでの接種の必要性及び接種方法を説明する。
- ⑤ 要注意者はセンターへ予約をし、紹介状（3枚目）を持参し、センターへ接種に行く。
- ⑥ センターは紹介状（3枚目）の有無を確認の上、接種を行う。
- ⑦ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ⑧ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑨ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑩ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑪ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。



5. 2回目以降の予防接種センターでの予防接種（図F）

- ① 要注意者はセンターへ予約をし、センターへ接種に行く。
- ② センターはセンタースタンプの有無を確認の上、接種を行う。
- ③ センター医師は母子手帳の記載（センタースタンプ押印）を行う。
- ④ センターは予診票と実績報告書兼請求書を県医師会へ郵送する。
- ⑤ 県医師会は予診票と実績報告書兼請求書を市町村へ郵送する。
- ⑥ 市町村は県医師会へ接種費用を支払う。
- ⑦ 県医師会はセンターへ接種費用を支払う。

<図F>

